



# 社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

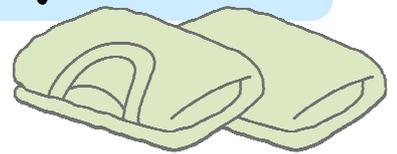
電話: 03-3526-4277

FAX: 03-3526-4276

担当: 鄭

## 健康診断で有所見者が出た場合の対応は？

皆様の会社では毎年、定期健康診断を実施されていますか？  
定期健康診断について、有所見者という判断をされる従業員もいらっしゃるかと思いますが、その後会社ではどのような対応をとられているのでしょうか？  
今回のあおぞらレターでは、有所見者が出た場合の対応についてご紹介致します。



出所：労働新聞 第2945号より

### ○健康診断に関する事業主の義務は？

- ・雇入れ時の健康診断 ⇒ 事業主に実施義務あり
- ・定期健康診断 ⇒ 事業主に実施義務あり

#### ↓ 有所見者だった場合

- ・精密検査など ⇒ 事業主に実施義務なし

**精密検査の実施義務？**  
費用負担はどうなる

**問**  
健康診断の有所見者が多く頭を痛めています。精密検査などの実施義務はないのでしょうか。会社が検査を命じた場合、費用の支払い義務を負うのでしょうか。【三重・N社】

**答**  
健康診断結果のみ対象に健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平20・1・31公示7号)では、事業者に対し、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に精密検査などの受診を勧奨するように求めています。安衛法上で実施義務が課されていない

但し!

るわけではありません。検査費用は原則労働者の負担となりますが、定期健診などの結果、脳や心臓疾患に関する項目に



### ○労働安全衛生法第3条

「事業者は…(一部略)…  
快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて  
職場における労働者の安全と健康を確保するように  
しなければならない。」



#### <診断結果への対応>

- (1) 産業医の意見を聞く\*
- (2) 診断結果等により、就労上の措置が必要な場合は、医師等の意見に基づき、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の減少等、会社として対応する

#### <労働者への健康面での配慮>

- 法令遵守のためにも、労働者の健康に配慮するためにも、会社として、医師等への受診を勧奨しましょう。



#### <脳血管疾患や心臓疾患に関する有所見者に対しては…>

- 本人の請求に基づき、労災の二次健康診断等給付を活用し、費用を軽減することができます。

#### <注意点>

- 個人情報保護法の観点から、職務に関係ない症状等の詳細を聞くことはできませんので注意しましょう。

\*産業医の選任義務のない事業場は、「地域産業保健センター」で健康相談・健康指導等の産業保健サービスを、事業者・労働者ともに無料で受けることができます。

